

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	令和5年8月7日 11時00分ごろ
発生場所	京都府宮津市由良川河口西岸 由良四等三角点から真方位170°300m付近 （概位 北緯35°30.5′ 東経135°17.1′）
事故の概要	水上オートバイバンブータイガーは、航行中、河口の護岸に衝突した。
事故調査の経過	令和5年9月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ バンブータイガー、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-35467 京都、株式会社竹林（A社）
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	重傷 1人（船長）、軽傷 1人（同乗者）
損傷	本船 右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷 護岸 擦過痕
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 気温 約34℃、相対湿度 約53% 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、由良川河口西岸の船着場を出発し、15～20分程度同河口を遊走していた際、急加速して由良川河口の護岸に衝突した。</p> <p>本船は、護岸に乗り揚げて停まり、船長及び同乗者は、衝撃で本船から投げ出され、川岸の芝地に落下した。</p> <p>川岸で本船の遊走を見ていた同乗者の家族は、船長及び同乗者が負傷していたので、急いでA社の従業員に知らせ、同従業員が119番通報した。</p> <p>船長は、救急医療用ヘリコプターで病院に搬送されて外傷性^{すいとう}臍頭部損傷及び左多発肋骨骨折等、同乗者は、家族の自家用車で病院に運ばれて頭部打撲傷とそれぞれ診断された。</p> <p>船長は、本事故後、衝突時の状況を覚えていなかったが、遊走を終えて接岸しようとしていた頃、前日の仕事の疲れが残っていたことに加え、炎天下の暑さで頭がボーっとしていたことを覚えていて、無意識のうちに右手がスロットルレバーを引き、本船が急加速したのであろうと思った。</p> <p>船長は、本事故当日、09時30分ごろから同乗者と同乗者の家族2人を1人又は2人ずつ順番に後部座席に乗せて15～20分程度の</p>

	<p>遊走を繰り返していた。</p> <p>船長は、A社の代表として旅館を経営していて、宿泊客に楽しんでもらいたいと思い、ふだんから宿泊客の希望があれば本船の後部座席に同乗させ、由良川河口を遊走していた。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故時、固型式の救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、由良川河口を遊走中、船長が、前日の仕事の疲れが残る中、宿泊客に楽しんでもらいたいと思い、同乗者を後部座席に乗せ、気温約34℃の炎天下で航行を続けて意識が朦朧としたことから、無意識のうちにスロットルレバーが引かれて急加速し、河口の護岸に衝突した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、由良川河口を遊走中、船長が、前日の疲れが残る中、炎天下で航行を続けて意識が朦朧としたため、無意識のうちにスロットルレバーが引かれて急加速し、河口の護岸に衝突した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、体調を整えてから出航すること。 ・水上オートバイの船長は、夏の炎天下などの暑さの中で遊走する場合、こまめに休憩をとること。